

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3209号から第3211号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3209号では、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3210号では、横浜市長が行った保有個人情報開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3211号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「請求者本人の勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理に係る資料として請求された別紙の記載内容に該当する行政文書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3209号】

- (2) 「令和3年6月30日支給、令和3年12月10日支給、令和4年6月30日支給、令和4年12月9日支給、令和5年6月30日支給の給与等仕訳書のうち請求者本人の記載部分」の保有個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3210号】

- (3) 「令和4年度から令和5年度 こども青少年局中央児童相談所支援課で勤務する特定職員の兼職に係る関係書類の全て 兼職を廃止する関係書類を含む 期間令和4年10月から請求日まで」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3211号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3209	令和5年8月4日	令和5年8月21日	令和5年9月13日	令和5年10月10日	個人	市長
3210	令和5年8月4日	令和5年9月4日	令和5年9月13日	令和5年10月11日	個人	市長
3211	令和5年10月6日	令和5年10月23日	令和5年10月30日	令和5年11月22日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3209	「請求者本人の勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理に係る資料として請求された別紙の記載内容に該当する行政文書」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報不開示 不存在 (当該開示請求の別紙にあたるような各期における勤勉手当の支給処理に関する資料は保有していないため)	原処分妥当
3210	「令和3年6月30日支給、令和3年12月10日支給、令和4年6月30日支給、令和4年12月9日支給、令和5年6月30日支給の給与等仕訳書のうち請求者本人の記載部分」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報開示 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82第1項に基づき開示 (当該開示請求書の記載から、本件保有個人情報を特定した)	原処分妥当
3211	「「令和4年度から令和5年度子ども青少年局中央児童相談所支援課で勤務する特定職員の兼職に係る関係書類の全て 兼職を廃止する関係書類を含む 期間令和4年10月から請求日まで」（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示 不存在 (当該開示請求に係る行政文書については、当課に提出されている関係書類がないことから、取得しておらず、保有していないため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3209	《個人の市民税の賦課に係る事務について》 横浜市では、地方税法（昭和25年法律第226号）及び横浜州市税条例（昭和25年8月横浜州市条例第34号）に基づき、市民税の賦課等に関する事務を実施している。また、税務課では、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項により、所掌する区に在住する市民に係る市税の賦課（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税等に係るものを除く。）等を担当している。 《本件保有個人情報について》 本件保有個人情報は、令和3年度6月期及び12月期、令和4年度6月期及び12月期並びに令和5年度6月期の審査請求人の勤勉手当について、その成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理に関する起案用紙及び資料であって、特定区税務課（以下「税務課」という。）が保有しているものと解される。 《本件保有個人情報の不存在について》 ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。 (ア) 税務課の所掌事務は個人の市民税などの市税の賦課等であり、これと関係のない本件保有個人情報について、作成や取得をしたことはない。 (イ) 個人の市民税は、当該個人の前年1年間の所得に対して課されるものであり、その税

答申 番号	判断の要旨													
	額は、給与所得者の場合、給与支払者から提出される「給与支払報告書」に基づいて計算される。同報告書の様式には、前年1年間の給与・賞与の支払金額を記載する欄はあるが、税額の計算に不要であるため、その内訳を記載する欄はなく、勤勉手当の支給額やその成績決定に係る事項は記載されない。 (ウ) 審査請求人は、「所得税については前年中の給与賞与額などをまとめた書類を・・・市区町村に提出している」旨を主張するが、所得税は国税であって横浜市が賦課するものではないから、税務課では、当該書類の提出は受けていない。 (エ) したがって、税務課では本件保有個人情報を保有していない。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。 別表 <table><tr><th>保有個人情報</th></tr><tr><td>請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について横浜市特定区税務課・・・へ請求します。</td></tr><tr><td>① 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて</td></tr><tr><td>② 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>③ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て</td></tr><tr><td>④ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>⑤ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て</td></tr><tr><td>⑥ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>⑦ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て</td></tr><tr><td>⑧ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>⑨ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて</td></tr><tr><td>⑩ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>※①～⑩の対象職員は請求者本人</td></tr></table>	保有個人情報	請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について横浜市特定区税務課・・・へ請求します。	① 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて	② 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	③ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て	④ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	⑤ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て	⑥ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	⑦ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て	⑧ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	⑨ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて	⑩ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	※①～⑩の対象職員は請求者本人
保有個人情報														
請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について横浜市特定区税務課・・・へ請求します。														
① 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて														
② 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
③ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て														
④ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
⑤ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て														
⑥ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
⑦ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て														
⑧ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
⑨ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて														
⑩ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
※①～⑩の対象職員は請求者本人														
3210	《一般職職員への勤勉手当の支給に係る事務について》 横浜市では、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）に基づき、職員の勤務成績等に応じた勤勉手当を支給している。その額は、総務局人事課が入力した成績率等に基づき、人事給与システムにより自動計算される。 職員に勤勉手当を支給したときは、総務局労務課において、給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則（昭和32年6月横浜市規則第40号）第4条に基づき給与等仕訳書を作成し、保管する。 《本件保有個人情報について》 実施機関は、本件開示請求に対し、本件保有個人情報を対象保有個人情報として特定した。 本件保有個人情報は、令和3年度6月期及び12月期、令和4年度6月期及び12月期並びに令和5年度6月期の勤勉手当の支給に係る給与等仕訳書のうち、審査請求人のものである。													

答申 番号	判断の要旨													
	給与等仕訳書は、給与等の明細を記録したものであり、職員の職員番号及び氏名、勤勉手当基準額、勤勉手当支給割合、勤勉手当支給額、同額に対する所得税等の額、差引支給額等が記載されている。 《本件保有個人情報の特定の妥当性について》 ア 審査請求人は、ほかにも開示すべき保有個人情報が存在する旨を主張するため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。 (ア) 勤勉手当の支給額は、人事給与システムが成績率等を基に自動で計算するため、計算過程に係る保有個人情報は存在しない。 (イ) 勤勉手当を個々の職員の口座に振り込む際には、どの口座に幾ら振り込まれるかが確認できる帳票も出力されるものの、成績決定に係る事項は記載されていないので、「勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理」に係る保有個人情報には当たらない。 (ウ) 審査請求人は、開示すべき保有個人情報として「賞与支払届」及び「源泉徴収票」を例示するが、賞与支払届は職員が受給する年金額の計算の基礎とするために、給与所得の源泉徴収票は1年間の正確な収入や納税額の把握等のために作成されるものなので、「勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理」に係る保有個人情報には当たらない。 イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求に対し特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。 別表 <table><tr><th>保有個人情報</th></tr><tr><td>請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について・・・該当課へ請求します。</td></tr><tr><td>① 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて</td></tr><tr><td>② 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>③ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て</td></tr><tr><td>④ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>⑤ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て</td></tr><tr><td>⑥ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>⑦ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て</td></tr><tr><td>⑧ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>⑨ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて</td></tr><tr><td>⑩ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て</td></tr><tr><td>※①～⑩の対象職員は請求者本人</td></tr></table>	保有個人情報	請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について・・・該当課へ請求します。	① 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて	② 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	③ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て	④ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	⑤ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て	⑥ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	⑦ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て	⑧ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	⑨ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて	⑩ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て	※①～⑩の対象職員は請求者本人
保有個人情報														
請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について・・・該当課へ請求します。														
① 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて														
② 令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
③ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て														
④ 令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
⑤ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て														
⑥ 令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
⑦ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て														
⑧ 令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
⑨ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて														
⑩ 令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て														
※①～⑩の対象職員は請求者本人														

答申 番号	判断の要旨
3211	《職員の兼職に係る手続について》 横浜市では、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条等に基づく職員の兼職について、職員の兼職に係る事務手続要領（平成12年6月1日総人第559号）を定めている。 職員が兼職を行う場合は、当該職員又は業務所管課は、区局の人事担当課と事前協議を行う。この事前協議により兼職可と判断された場合で、法第38条に該当しないときは「兼職届」を人事担当課へ提出し、法第38条に該当するときは総務局人事課（以下「人事課」という。）と合議をした上で「兼職許可申請書（兼許可通知書）」を人事担当課へ提出する。また、当該職員が兼職先において報酬又は謝金を得ることがない場合等は、「兼職許可申請書（兼許可通知書）」や「兼職届」の提出を不要としている。 《本件審査請求文書について》 開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、令和4年10月から開示請求日までの間の特定職員の兼職に係る行政文書で、人事課が保有するもの全てと解される。 《本件審査請求文書の不存在について》 ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。 (ア) 特定職員について、兼職に係る相談や「兼職許可申請書（兼許可通知書）」に係る合議はなかったため、人事課では、本件審査請求文書を保有していない。 (イ) 審査請求人は、兼職に関する文書は全て人事課が管理していると考えているようであるが、管理は各所管課が行っている。 イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（保有個人情報の開示義務）

- 第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。

む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881